

出荷制限指示後の管理の考え方（クリ）

クリの出荷管理については、市町村等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市からの出荷管理

(1) 出荷者対策

県は、JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等（以下、「出荷団体等」という。）、関係機関の協力を得て、クリの出荷制限が指示された二本松市、南相馬市及び伊達市における生産者に対し、一切の出荷を行わないよう文書やホームページ等により周知する。また、市等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。

(2) 流通対策

出荷団体、卸売市場等に対し、出荷制限が指示された二本松市、南相馬市及び伊達市産のクリを扱わないこと、産地の市町村を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの巡回指導を行う。

2 制限区域外の市町村からの出荷への対応

出荷制限が指示された二本松市、南相馬市及び伊達市以外の市町村から産出されるクリについては、卸売市場、出荷団体等に対し、入荷先、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。